

陸奥宗光の中田敬義宛書簡について

富塚 一彦

当外交史料館では、所蔵する外務省記録以外に、日本外交に関する史料の収集・整理にも努め、整理を終えたものについては順次、公開しているところ、平成六年二月には「陸奥宗光書翰」(全三巻に各一通の計三通)を公開した。¹この三通は外務省において『外務省の百年』上・下(昭和四十四年七月刊行)を編纂の際、参考資料として収集されたものであるが、当館ではこの三通の外に、陸奥宗光外相の秘書官であった中田敬義が所蔵していた中田宛陸奥書翰(全一卷に計十六通²)を、昭和六十二年十二月、ご遺族である平林富子氏より寄贈を受け所蔵している。しかしこの寄贈分は同家火災により一部が焼けており、修復を施さねば公開することができない状態にあったため、上記三通の公開時に同時にこの寄贈分を公開することはできなかった。その後、当館では同史料の修復に努め、平成八年三月、ようやく修復作業を完了した。そこで今後は既に公開している三巻に加えて、「陸奥宗光書翰」の巻四として、公開することとした。

本稿ではこの今回新たに公開される中田宛陸奥書翰を、その積文と

ともに紹介することとしたい。なお、この中田宛陸奥書翰は、十六通を一巻の巻物に収めているが、時系列に配列されていないため、本稿では紹介の便宜上、これを時系列に並べ直して紹介する。ただし公開に当たっての文書番号は、巻物の順序に従っているため、平成六年公開分と併せた「陸奥宗光書翰」全四巻の文書番号等については、本稿末尾の目録を参照されたい。

中田敬義(なかた たかのり、一八五八―一九四三)は、石川県金沢出身で、明治九年(一八七六)に外務省に入省した。北京、ロンドンなど在外の後、二十四年七月、外務大臣秘書官に任ぜられた。時の外務大臣は榎本武揚であったが、翌二十五年八月、外相が陸奥に替わったあとも大臣秘書官を続け、二十九年三月まで同職を務めた。その間、両大臣を支えて職務に当たり、とりわけ条約改正、日清戦争、三国干渉と難局が続いた陸奥外相時代において、陸奥大臣の信任が極めて厚かった。ところでその陸奥外相は、日清戦争開戦以来の度重なる激務

に体調を崩し、遼東半島還付の詔勅が発せられた直後の二十八年五月十二日、京都御所に参内して休暇を請い、以後、大磯で静養することとなった。六月五日、明治天皇は特旨をもつて外相在職のままの療養を許し、同日、西園寺公望文相が臨時外相代理に任ぜられた。この西園寺兼任は翌二十九年四月三日まで続き、陸奥はその後一旦、外相に復帰したがその体調は職務続行を許さず、結局、同年五月三十日、陸奥は外相を辞任した。当館所蔵の中田宛陸奥書翰は、ほとんどが上述の陸奥賜暇休養中に大磯より差し出されたものである。

史料一 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年八月十五日 卷四第三書翰

先日は遠路御見舞

被下辱存候細君にも

御無事御帰宅と存候

○別封西公使私信ハ

一応西園寺侯ニ御内

示被下度且写ヲ製シ

上奏及ヒ総理大臣ニ公報シ黒

田伯へも一本御遣し置

被下度候原私書は

回答之都合も有之候間

写取りノ上直ニ御返却

可然

○青木公使へ発スベキ

書面ハ最早総理も

一見之事と存候速ニ

御郵送相成度シ

○近日京城風月

如何総理辞爵

一件如何落着スベキヤ

何事にて御聞及ひの

事ハ一々御内報

可被下候

八月十五日 光

中田兄座下

文中の「西公使」は、西徳二郎駐露国公使、「青木公使」は青木周蔵駐独国公使である。本信にある「青木公使へ発スベキ書面」とは、同月十七日付で西園寺外相臨時代理より青木公使に発遣された機密送第一八号公信のことと思われる。陸奥と青木の間に日清開戦以後、しばしば意見の対立があつたことはよく知られているが、それは特に三国干渉以後、顕在化してくる。青木は三国干渉に対する政府の措置を批判し、陸奥外相への不満を五月二十七日付機密第五号公信⁽⁵⁾、三国干渉の原因に関するドイツの動向報告の中に盛り込んだ。この青木の第

五号公信に対し、陸奥は長文の反駁書を認め、この反駁書をもとに外務省において第一八号公信が作成され、青木宛に送付されたのである。このように陸奥は休養中も重要案件については、大磯より指示を出していたことが、本信からも窺い知れるのである。なお、「西公使私信」については、上奏および総理などへの回覧からみて重要問題であったと思われるが、内容は不明である。

また「総理辞爵一件」であるが、伊藤博文総理は八月五日、日清戦争の功により大勲位および侯爵授賜の行賞を受けたが、三国干渉による遼東半島還付の責任をもって勲爵拝辞を内奏していた。これに対し明治天皇は辞退を許さず、八月十四日、伊藤に対し勲爵進陞の聖旨が伝達された。

史料二 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十月八日 卷四第十二書翰

例の著述は日々

進歩大ニ病苦

を慰め申候老兄

御手許ニ御預ケ申置

原稿(大島公使赴任云々)未

タ浄写出来不申

哉若シ誰も写手

無之候へハ原稿の

儘にて一応御返

却被下度実は

日々参考ニ入用

ニ候間此段申進候

○末松等の賞典

未タ発表ナラズヤ

是ト同時ニ賞典を

蒙る人あれば武

官ヲ除ク(仮令ハ林

川田田尻の類)一々

詳細ニ御電報

被下度候

光

十月八日

中田老兄

本信にある「例の著述」とは、『蹇々録』執筆のことを指している。

『蹇々録』では、「大島公使赴任」は第三章に当たるが、本信の記述から十月初旬には第三章について、少なくとも清書する以前の草稿は出来上がっていたことがわかる。

なお、本信中「末松等の賞典」とあるのは、末松謙澄法制局長官らに対する日清戦争の功績による叙爵のことであり、文中にある「林川

田尻」はそれぞれ林董駐清国公使、川田小一郎日銀総裁、田尻稻次郎大蔵次官で、いずれも十月三十一日、男爵を授けられた。これら文官の日清戦争に対する功績に、陸奥が強い関心を寄せていたことが本信から窺われる。

史料三 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十月十一日 卷四第十三

書翰

昨年来今日迄北京駐在の

露国公使の姓名ハ如何

云ヒタルヤ忘レタリ御

取調片仮名にて其

姓名及ヒ爵位御申

越シ被下度○又昨年

日清交渉之始メに

英国ガ各国連合シテ

干渉ヲ試ミントシ第一

独逸徒テ其他の邦

々にて拒マレタルコトアリ

右ハ凡ソ何月比にて

ありシカ御取調へ被下度又其後カ

ロースベリー伯が倫敦

知事官宅にて(敷)為

したる演説中にも

英国ガ日清両国の仲

裁ヲ試ミ云々ト云ヒ

タルコトアリ演説全

体ヲ知ル必要ナケレ

トモ其大意丈ケ

御取調被下度

若シ右等老兄

御記憶ナケレバ「デニ

ソン」ニ御尋ネアルベシ

○此事ハ老兄ノミ云フナリ

近比時事非ナリ

小生ハ最早ムダクチ

ヲキカズ唯タ著述

ノミニ懸リ病苦

ヲ慰メント決心セリ

秘々

十月十一日

中田兄

光

本信も『蹇々録』執筆についてで、英国の仲裁の問題は、『蹇々録』

第十四章にあり、十月中旬にこの第十四章に取りかかっていたことが
知れる。また陸奥は、細かい事実関係につき不明の場合、聞き合わせ
の上、執筆を進めていたことも窺われる。

史料四 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十月十五日 卷四第四書翰

本日御発附之貴書

落手デニソンより御聞込の

秘密電信ハ大ニ参考

ニ相成此 Allen と云ふ

米の代理公使ハ小生も知り人

にて元ト宣教師にて

其後朝鮮政府(無論閔党)

に雇ハれ在米朝鮮

公使館の通弁として

華盛頓ニ居りたり

人物ハ馬鹿にて正

直ニあらず故ニ今

の朝鮮政府ヲ認メルト

認メヌトカノ愚論

を發するに至りたる

なるべし

○柳谷の内談は

事柄ハ少しも指支^{マツ}

無之事なれ共

御承知之通り小生ハ

久敷休養の恩典

に浴し当職事務

さへ公然ニ取扱ヒ

居不申ニ集会宴

遊ニ姓名ヲ公ニスルコト

甚タ不都合ト存候

少々の会費を出す

位の事ハ指支無

之候へ共小生の名前ハ

新聞其他ニ此節

露ハル、コトハ相避け

申度此段程能ク

柳谷へ御断被下度候

先ハ右迄

匆々頓首

十月十五日夕 宗光

中田老兄

本信は朝鮮問題についての書翰であるが、本信より一週間ほど前の十月八日には、閔妃事件が発生しており、「秘密電信」の内容もあるいはこの事件の関連かと思われる。なお、文中の「Alan」は、閔妃事件により米・露両公使館に身を寄せていた李範晋らにより十一月二十八日に引き起こされたクーデター未遂事件に関し、小村寿太郎駐朝鮮国公使よりその首謀者の一人と見なされた人物である。⁶⁾

史料五 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十月十七日 卷四第八書翰

兼而老兄ガ御担当

相成居候日清交渉

紀事の続キハ如何

相運ヒ居候哉佐藤

より之原稿も出来候哉

凡ソ何時比大略

出来の御心算

なる哉出来候へハ

校正以前の刊行

にてもよろしく候間

一本御遣し被下度

併シ出来ル時ニあ

らされば出来

不申事故決して

無理なる御催

促を申にあらす

かしく

十月十七日 光

中田兄

本信にある「日清交渉紀事の続キ」が、『蹇々録』の原稿を示すのか、それとも外務省作成の調書類を示すのかは不明。文中「佐藤」は佐藤愛麿外務省翻訳課長のことと思われる。

史料六 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十一月五日 卷四第十一

書翰

前略例の印刷モノハ如何

相成候哉固ヨリ外務省にて

急キ候モノアレバ夫ヲ妨ケル訳ニハ

難参候へ共可成ハ速ニ出来

上リ申候様致度跡の草稿も

最早余程出来居候間御

都合次第何時も指出し可申候

是ハ何卒老兄ガ御役目と

せず自身の仕事トシテ御

骨折被下度候若シ何カ印刷

上其他不時の入用も懸り

(譬へハ職工増加の様ノコト)

候へハ原次官ニ御相談之上

機密金より支出相成度

凡ソ何時比出来候御見込ニ

候哉御一報被下度其都合

より更ニ続稿ヲ御送り

可申候 勿々頓首

光

十一月五日

中田老兄

本信も『蹇々録』についてで、いよいよ原稿の印刷に取りかかっていることがわかる。文中「原次官」は原敬外務次官のことである。

史料七 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十一月六日 卷四第五書翰

貴書拝読印刷

モノ、義は決して

御催促申たるにはあらず

御多忙中御遺忘

なき様ニ申上候事ニ候

御骨折被下候由辱

存候続稿は両三日

中幸便にて指出し

可申上候○クラブ御

入会出来可申由大ニ

妙当分之内何事も

十分御注意第一ニ

御座候

○先日青木ヨリ遼東

半嶋の件に付辨解兼理窟

類似の公文ニ対し

御相談之上更ニ同人

え回答いたし候長文

の手紙ハ彼此往復とも

其写入用ニ候間

いそき不申候へ共

御序ニ御送り被下度候

十一月六日 光

中田老兄

北白川宮薨去

二付我々ハ何カセネバ
ナラヌコトアルベシ呉
病氣ニ付老兄
秘書官の資格
にて御聞合若シ
心得とも可相成事
あらば御申越被下度候

史料六の五日付書翰にある『蹇々録』印刷の件につき、中田より返書があったようで、督促しているわけではない旨を述べている。

なお、「先日青木ヨリ遼東半嶋の件に付辨解兼理窟類似の公文ニ対し御相談之上更ニ同人え回答いたし候長文の手紙」とは、史料一のと
ころで述べた第一八号公信のことである。

また「北白川宮薨去」は、台湾接収に赴いた近衛師団長北白川宮能久親王が、十月二十八日、同地で陣没したことを指す。「呉」は呉啓太外務大臣秘書官である。

史料八 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年十二月十八日 卷四第六

書翰

メール新聞の事ハ小事
の様なれ其他日面倒

之種と可相成事故
最初二十分考究を
要す是ハ老兄十分
責任ヲ以て諸事

御注意可有之候西侯は
プリンクラーに面晤
被致候哉如何其結果

御申越可被下候
一馬関談判筆記印
刷相成候へハ一本御遣し

又兼而伊藤侯より
注文之電信類ハ
編集相成候哉是又

印刷之上一本入用也
十二月十八日 光
中田老兄

本信はジャパン・メール新聞を経営するプリンクラー(F. Brinkley)より、経営から身を引きたいとの申し出が、十一月十六日付書信で陸奥に寄せられたことへの対応についての書翰。外務省では同紙に補助金を支給しており、この補助金解除が背景にあったが、プリンクラーと親しい陸奥の遺留により、プリンクラーは十二月二十五日、前月十

六日付書信を撤回した。^⑦

一月六日

宗光

中田老兄

史料九 中田宛陸奥書翰 明治(二十九)年一月六日 卷四第七書翰

此程中御滞在之砌は

依例欠敬多く多

罪之至りニ候俎至急

馬関講和條約入用

ニ候処手許ニ無之若

御都合出来候へは

至急一本御送り被下

度候○香港支那人

一件ハ御取調被下候哉○

山縣ニ面会之処例の

朝鮮論ニて頗る慨然

既ニ松方ニ論詰セシ

由尤も老兄ヨリ聞タリト

松方ニハ云ハザリシ由ナレハ

御安心可被成候併是ハ

全ク老兄の御手柄

と存候

右迄匆匆頓首

文中「山縣」は山縣有朋、「松方」は松方正義のこと。山縣を慷慨させた「朝鮮論」の詳細については判然としない。

史料十 中田宛陸奥書翰 明治(二十九)年一月二十四日 卷四第九

書翰

内伸

前略陳は近日之内

朝鮮の問題(即ち之

ヲ後來ニ施スベキ)又々

起リ可申哉之風光

有之就而ハ外務省

特に老兄の手許にてハ

一通り従来の顛末

を明にし置何時も

資問に答へ得候様

致し不申而ハ其時ニ

マゴツクベシ故ニ左

之点々

三百万貸金之始末

電信之事

大島井上の改革案

大綱其成否

三浦騒動之顛末

右ハ老兄ガ能ク吞込ミ

何時も人ニ答フル丈ケニ

御取調置キ被下且総テ

の顛末ヲ極メテ簡略

ナル顛末書を御作り置

可被下是ハ第一の老

兄技倆を顕ハス

為メナリ出来上リタレハ

小生一閱すべし

一月廿四日 光

中田兄

閔妃事件に關係して朝鮮より送還された三浦梧楼ら四十八名の裁判は、広島地方裁判所で行われ、本信の四日前の二十日、証拠不十分で全員免訴釈放となった。陸奥はこの事件の顛末を含め、朝鮮問題に関するこれまでの経緯をとりまとめしておくことを指示したのである。

史料十一 中田宛陸奥書翰 明治(二十九)年二月十一日 卷四第十

書翰

貴書拝読露国派

遣大使一件御下問は

頗ル底気味悪シ

事ニ候此ニ対する拜答ハ

先ツ第一ニ電報ヲ以テ

欧州強国ニテ帝國^(王)

若クハ皇族臨場之外

更ニ大使派遣スル乎

(最モ帝國皇族臨場^(王)

セスシテ大使ノミ派出スル

カラモ聞クベシ)而して

皇族以上臨場スレバ

別ニ大使派遣セズ

トスレバ我國ヨリ特ニ

二重ノ使節(一ハ皇族他ハ大使)

ヲ派遣スル必要ナク

又皇族臨場セサルニ

困^(困)り特ニ大使派出トノ

コトナレハ我國ハ既ニ優

等ノ御方派出スレバ
次等ノ人派出スル必要
ナシ若又欧州にて
皇族及ヒ大使トモ派
出ストノ事ナレバ我国
にても其例ニ倣ヒ指
支無之候へ共既ニ
皇族ガ数千里より
御派出ニ相成候上之ニ
添ヘタル大使ハ西公
使ニ臨場御下命有
之候而十分ナルベシト
拝答可然歎以上論
旨詳ク西園寺
侯ニ御上申同候
同意ニ候へハ指当り
露英独澳伊
等ノ国ニ聞合セノ
電報發セラレテハ
如何右不取敢申
進候

宗光

二月十一日
中田秘書官殿

ロシア皇帝ニコライ二世の戴冠式については、日本からは伏見宮貞愛親王が式典に参加することとなっていたが、当初、伊藤首相が自らロシアへ赴くことを希望し、陸奥はこれに強く反対した経緯があった。本信は伏見宮のほか随員を必要とするのかどうかについて、問い合わせることを命じたもので、結局、伊藤は陸奥の反対もあってロシア行きを断念し、二月二十一日、山縣有朋が特命全権公使に任命され、伏見宮とともにロシアに差遣された。

史料十二 中田宛陸奥書翰 明治(二十九)年二月十一日 卷四第十

四書翰

是ヲ最後ノ一篇トス
就而ハ御如才も無之
事ト存候得共出来
得ル限りハ早ク印刷
終了候様御骨折
被下度将又小生も多分
来ル廿日比迄ニは帰京
之事ニナルベシ併し

是ハ老兄限り御舎
置可有之候

匆々頓首

宗光

紀元節

中田兄

史料十三 中田宛陸奥書翰 明治(二十九)年二月十一日 卷四第十

五書翰

別紙緒言及ヒ蹇々

録篇次ハ印刷ニ附シ

総テの艸稿ニ冠スベシ

但緒言行文頗ル不

出来ナリ老兄ニ於テ

御遠慮なく御添

削アルベシ

紀元節夕 宗光

中田老兄

史料十二および史料十三は、ともに『蹇々録』に関する書翰である。
『蹇々録』は本文の最後に「明治二十八年除夜脱稿」とあり、緒言の

日付も「明治二十八年除夜」となっている。しかし実際にはこの二通
で明らかのように、「最後ノ一篇」および「緒言及ヒ蹇々録篇次」は
二月十一日に陸奥の手を離れたことがわかる。

史料十四 中田宛陸奥書翰 明治(二十九)年四月二日 卷四第一書翰

貴簡拝読御送附

の諸電報逐一閱了

左ニ鄙見申述候

一朝鮮鉄道論は

小村上申之通り露

国政府に廻して訓

令ヲ下サシムルコトハ余り

迂遠ナルベケレバ小

村ヨリ直ニウエバア

に照会せしめてハ

如何尤も其前ニ

小村は例の大鳥

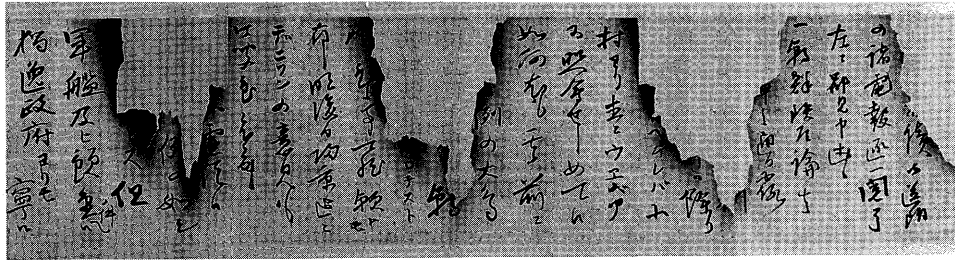
の條約ニ基キ朝

鮮政府ニプロテスト

致し置候事可然歟トモ

存候明後日帰京迄ニ

デニソンの意見も
 御聞置被下度候
 ○青木電信ハ
 例ニ依リ例の如シ
 頗ル失望ス但
 軍艦及ヒ預金ノ件ハ
 独逸政府ヨリモ寧ロ
 青木ヨリノ嚇迫ニ
 非サルカト疑ハル要
 之今更軍艦製
 造及ヒ預金ヲ質
 物トセサレバ條約出
 来ストノコトナレバ寧
 ロ條約談ヲ延引スル
 ヲリ外致シ方無之と
 存候乍併青木えは
 此儘返事セスに置ク
 時は條約改正ノ不出来ヲ以テ却テ我カ怠
 慢に帰スル様ナル
 事無之とも難申
 故ニ青木の心得
 トシテ「條約調印ハ



史料十四 中田宛陸奥書翰 明治(29)年4月2日

如何にもして速ニ成功

アル様尽カスベシ但

軍艦製造及預

金云々のコト我政府にてハ即今

何共決答致し兼候

間此問題ヲ以テ勉テ條約

改正ノ件ニ混合セシメ

サル様尽カスベシ」トノ

意味電信ヲ明日

にても發シ置候方

得策ナラサルカ是亦

「デニソン」ニ御相談

同人同意ナレバ明日

にても御發電御取

斗（若シ發電スルナレバ印度線

ニ非レハ間ニ似ハス）

○蹇々録見本

御遣し一覽之処

体裁少々面白

カラス或ハ紙面

大ニ過クルカト思フ

就テハ明後日歸

京之上今一応御相談可

致候間夫迄は

先ツ御着手御

見合せ可然

右至急ヲ要スル件

御回答ニ及ぶ

頓首

四月二日

宗光

中田老兄

本信は、今回修復を終えた「陸奥宗光書翰」巻四の第一書翰で、巻物の冒頭に当たりますが、前述の火災により一部分が焼けてしまったのは、この書翰の一部分である（現在の状況は写真の通り）。しかし幸いなことに、火災に遭う以前に朝日新聞社で発行した「図録日本外交大観」に、全文が写真版で掲載されており、本稿ではこの写真版により、焼失部分を補って全文を紹介する（文中ゴシックの部分は焼失部分である）。

さて本信の内容に移ると、文中の「朝鮮鉄道論」についての「小村上申」とは、京仁鉄道敷設権を米国人モールズが獲得したことに關し朝鮮国政府に抗議方を請訓した三月三十一日付小村公使の西園寺外相臨時代理宛電報を指している。この電報で小村は、「朝鮮問題ニ關シテハ目下帝國政府ト露政府ト協議中猥リニ斯ル重要ナル特許ヲ他國人

二付与セシムルコトハ不都合ナルヲ以テ追テ日露ノ協議一決スル迄ハ一切他国人ニ此種ノ特許ヲ付与スベカラザルコトヲ露政府ヨリ「ウエバウ」ニ訓令シテ同人ヨリ朝鮮政府へ勸告セシムル様露政府ト御協議ヲ乞フ」と稟請した。本信はこの稟請に対する回答振りを指示するものである。小村に対しては、同月十一日付機密送第二四号公信を以て、本信にあるように、大島公使締結の暫定合同條款に基づき小村より朝鮮国政府に直接抗議するよう訓令が發せられた。

次に「青木電信」であるが、青木公使來電第二六号、第三〇号および第三四号を指すものと思われる。第二六号は「軍艦軍器注文方ノ件」、第三〇号は「償金ヲ独逸銀行へ預入ノ件」で、青木は第三四号をもつてこの二件に回答がなければ、ドイツとの新条約締結が困難との上申を行った。これに対する訓令は本信にある通りで、上記二件を条約改正に混合せず、至急調印に尽力するよう、同月三日、青木宛電報が發せられた。

なお、本信にあるように陸奥は「明後日」の四月四日、大磯より帰京し、外務大臣に復歸した。

史料十五 中田宛陸奥書翰 明治(二十八)年六月十八日 卷四第二

書翰

御細書拝読逐次

承り候平田トノ御談

判ハ随分御骨折

と存候此上御尽力

之程希望候広吉

之件は素より外務

省次第之事ニ候得共

何れ小生両三日中

江戸向ニ参り候間其

節貴兄迄内情

可申述候先は大

要御返事迄

勿々頓首

六月十八日 宗光

中田老兄

東北大變災

原公使身上如何

ト相案し申候若

何等御確知之事

も無之哉如何

本信は、陸奥が外相を辭職したあとの書翰である。「広吉」は陸奥の長男で、当時、外交官補として北京の公使館に在勤していた。本信にある「広吉之件」が何を指すかは判然としないが、陸奥広吉は七月

三日付辞令をもって帰朝を命じられており、あるいはこの帰朝と関係があるかと思われる。

また文中「東北大変災」とあるのは、同月十五日夜、東北地方の太平洋沿岸を襲った大津波を指し、原敬駐朝鮮国公使が故郷盛岡に帰省中であつたため、その身上を心配したのである。

史料十六 中田宛陸奥書翰 明治(三十)年三月二十一日 卷四第十

六書翰

御答書被下謹読陳者

関税法案二付小生在職中

大蔵省の照会有之候由

右書面写御内報被下候義

相叶問敷哉如何

自由党云々之話ハ全ク無

根の説ニハ無之候へ共即今

何も確タルコトニハ無之筆上

曲折を難尽候岡崎ニ

御聞取被下度同人は

諸事承知也荊妻

病状御来尋被下難有

最早全快候御降心可被下候

三月廿一日

以上

宗光

中田老兄座下

本信は年を確定する根拠に乏しいが、「小生在職中」とあることから陸奥が外相を辞職したあとと推定し、明治三十年とした。

註

- (1) 拙稿「榎本武揚宛諸家書翰」、「陸奥宗光書翰」、「三条実美・伊藤博文・陸奥宗光・林董書翰」について(『外交史料館報』第八号)参照。
- (2) 前掲拙稿において、中田宛陸奥書翰は十四通と書いたが、十六通の誤りであつた。訂正ありたい。
- (3) 外務省編『日本外交文書』第二十八卷第二冊、第九一―一〇文書。
- (4) 外務省編『外務省の百年』上、三三五―三五〇頁。
- (5) 前掲『日本外交文書』第二十八卷第二冊、第八四〇文書。
- (6) 前掲『日本外交文書』第二十八卷第一冊、第四七四文書。
- (7) プリンクリーのジャパン・メール新聞撤退問題の關係史料は、外務省記録 13.1.1「新聞雜誌操縦關係雜纂」『ジャパン・メール』参照。
- (8) 前掲『日本外交文書』第二十九卷、第三四二文書。
- (9) 同右、第三四三文書。
- (10) 同右、第二二文書。
- (11) 同右、第二二文書。

参考文献

- 『図録日本外交大観』(朝日新聞社、昭和十一年)
稻生典太郎『条約改正論の歴史的展開』(小峯書店、昭和五十一年)
中塚明『蹇々録』の世界(みすず書房、平成四年)
(外務事務官、『日本外交文書』編纂室)

「陸奥宗光書翰」目録

〈卷一〉

	陸奥宗光	発信者		伊藤博文	受信者	年	月	日
			明治(27)年	6	月	17		日

〈卷二〉

	陸奥宗光	発信者		加藤高明	受信者	年	月	日
			明治(28)年	6	月	18		日

〈卷三〉

	陸奥宗光	発信者		加藤高明	受信者	年	月	日
			明治(29)年	6	月	17		日

〈卷四〉

2	1	陸奥宗光	発信者	中田敬義	受信者	年	月	日
〃	〃					(29)年	6	月
						18		日
						明治(29)年	4	月
						2		日

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
(30)年	(29)年	(29)年	(28)年	(28)年	(28)年	(29)年	(29)年	(28)年	(29)年	(28)年	(28)年	(28)年	(28)年
3	2	2	10	10	11	2	1	10	1	12	11	10	8
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
21	11	11	11	8	5	11	24	17	6	18	6	15	15
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日